高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成24年８月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （東京湾横断・木更津東金道路） （千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで）	千葉県大網白里町小西から千葉県大網白里町餅木まで 千葉県茂原市石神から千葉県茂原市石神まで	新設工事	平成24年９月１日
一般国道468号 （東京湾横断・木更津東金道路） （千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで）	千葉県茂原市石神から千葉県長生郡長南町坂本まで 千葉県長生郡長南町茗荷沢から千葉県長生郡長南町茗荷沢まで	新設工事	平成24年９月１日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県猿島郡五霞町大字山王山から茨城県猿島郡五霞町大字小福田まで 茨城県猿島郡境町大字塚崎から茨城県猿島郡境町大字長井戸まで 茨城県猿島郡境町大字長井戸から茨城県猿島郡境町大字西泉田まで	新設工事	平成24年９月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成24年８月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓チの次に次のとおり加える。

リ　えちごトキめきフリーパス

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡(a)に定めるインターチェンジから㈡(c)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏発着型」という。）または、㈡(b)に定めるインターチェンジから㈡(c)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏北部発着型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額			
	首都圏発着型		首都圏北部発着型	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	6,500円	7,000円	5,500円	6,000円
普通車	8,000円	9,000円	6,500円	7,500円

⑶　実施する期間

平成24年９月１日から同年12月３日まで。

㈡　適用インターチェンジ

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

(b)　首都圏北部発着型の出発及び到着エリア

関越自動車道の東松山インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(c)　周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟西インターチェンジから親不知インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

㈣　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ヌ　新潟めぐり！秋の休日チケット

⑴　割引をする自動車

⑵　に定める期間のうち同一日に、㈡に定めるインターチェンジ相互間を通行（５回までの通行に限る。）するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	2,400円
普通車	2,800円

⑶　実施する期間

平成24年９月１日から同年12月２日までの間の休日。

㈡　適用インターチェンジ

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟西インターチェンジから親不知インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。